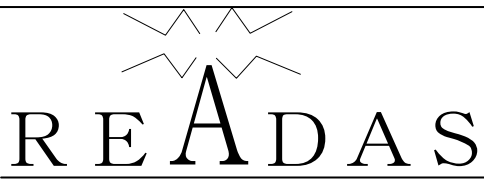


第 4578 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2012年)平成24年 9月27日 木曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 事業的規模でない事業に従事する親族への給与

Q：私は、事業的規模でない不動産の貸付をしています。娘に仕事を手伝わせて給与を払おうと思います。どのような取扱いになりますか？

A：必要経費にはならないものと思われます。

【解説】

所得税では、納税者と生計を一にする親族が、その納税者の営む不動産所得、事業所得、山林所得を生ずべき事業に従事したことその他の事由により、対価の支払を受ける場合、その対価は、その納税者の必要経費に算入されず、一方、その親族の収入としてもなかったものとみなすこととなっています。

ただし、納税者と生計を一にする親族で、専らその納税者の不動産所得、事業所得、山林所得を生ずべき事業に従事する者（専従者）に対する給与については、所定の金額をその納税者の必要経費に算入し、その所定の金額をその親族の収入金額にすることになっています。

ところで、この専従者に対する給与ですが、不動産の貸付の場合、「5棟10室基準」（事業的規模の判定基準）というものがあり、この基準に満たない場合は、不動産所得の必要経費に算入できないこととなっています。

したがって、お尋ねの場合はこの基準に満たないということですから、娘さんに対する給与は、不動産所得の必要経費に算入されないものと思われます。

